

一四〇〇番大倉(一)倉庫(一)

明治四拾四年三月拾六日發

書政務局



第一課  
第二課



公第四四〇號

明治四十四年十二月九日

在浦潮斯德

總領事男爵大島富太郎



外務大臣子爵内田康哉殿

黑龍鐵道ニ関スル件

通高  
第16門  
支29999號

黑龍鐵道西部線區十ル米リレヨイ、ネウエル驛  
(起點クエレガヨリ七百三十九露里ニ在リ)ヨリ黑  
龍江岸ロレイノウチニ至ル六拾四露里間ノ支線  
ハ今般全ク軌道ノ敷設ヲ了レ貨車ノ運轉

在浦潮日本總領事館

ヲ開始セシ由ニ有之候  
又同鐵道建設材料ハ歐露ヨリ海路当地ニ輸  
送シ更ニ海路ヨリコラエフスク、經由黑竜江ニ依リ  
所要地ニ送付セシモ本年ハ既ニ航行及ビ  
勞働トモ其季節ニ非サルヲ以テ最近義勇  
艦隊汽船ギエフ、號ニテ着セリ鐵軌及其他、  
材料拾五萬布度ハ当地「エゲル」ニ下埠頭  
倉庫ニ置キ明年開航期ヲ待テ輸送スルモ、  
ト存セラレ候  
右及報告候敬具

明治四拾四年三月拾九日接受

第三號

對付

公第二六五號

明治四十四年十二月十三日

在哈爾濱

總領事川上俊彦



次官

作

改務

外務大臣子爵内田康哉殿

西伯利鉄道ニ於ケル乗換廢止

ニ関スル件

先般本件ニ關スル新聞記事及報告置候  
處十一月廿八日付送第一〇七號貴信ヲ以テ  
談記事ノ確否東清鉄道會社ニ就  
キ調査方御訓令有之候ニ付早速

在哈爾濱日本帝國總領事館

ホルワト長官ニ就キ相尋子候處右  
乗換廢止ノ事ハ久シキ以前より一般ノ  
希望スルトコロナルモ西比利鉄道ハ寒氣  
最ニ酷烈ナル地方ヲ通過シ無慮九千吉  
羅ノ長距離ヲ運轉スルコトナレハ車輛其  
他ニ及ホス影響自ラモ顧慮セサルハカラス  
依テ是迄専門技師ヲシテ學子術的研究  
ヲ遂ケシメタルトコロ列車ノ繼續的運轉  
ハ機械學上其他ニ於テ何等ノ故障ヲ發  
見セサルコトヲ確メタルヲ以テ談乗換廢止  
與實行方其筋ノ議ニ上リ居ルモ本問題  
ハ未タ決定ノ運ニ至ラサル趣ニ有之候尚  
ホ東清鉄道ニ於テモ乗換廢止ヲ希望

30285號

166  
17

スルモナレハ本官ノ照會ヲ機會トシテ長  
官ヲ早速關係當局ニ問合ハセ  
模様取調フヘシトノコトニ有之候  
右不取敢及回答候敬具

在哈爾濱日本領事館

鳥

明治二十九年十月十日

乙卯一七七號

第...二〇二〇三

明治二十九年十月十日

七

持原守格大使

外務省

外務省

外務省

外務省

外務省

寫

五月廿日 鐵道

一 鐵道

一 鐵道

政府ハ今工メニ「ヨムス」ノノ鐵道完車  
トハ時ニ石橋新鐵道ノ管轄地線ヲ以  
正スルノ必要アリ但シ今中ノ鐵道  
ヲ管轄地線トシテ及ニ及ノ工ニ今石橋  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工

(九月廿日オウオエウシトセ)

外務省

西海新鐵道「ア」今ニスク「イルクツ」ノノ  
線子ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工ニ今石橋  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工  
石橋新鐵道ノ管轄地線トシテ及ニ及ノ工



寫

明治二十七年一月廿九日 接文

公文一八六號

受第五〇七號

明治二十七年一月廿九日

在在

特旨全權大使に對する書状

外務大臣に對する書状

外務大臣に對する書状

外務大臣に對する書状

外務大臣に對する書状

外務省

寫

愛知の技術の事

第一種活

一 鉄子

(要略)

才通の才の西は市阿奈素地方とあり  
 ノウオニコウエウスノヨリハルナリ「及」セ  
 ミバウチニスラニモル鉄子ノ有段の形は  
 えんあめえり大体内滑直り通ての結果  
 ニ他ノ才更ニ曰持ニ鉄子技術上ノ調査  
 ラ行ハシ「有」セリ「及」セ

外務省

若好者ニ有は市鉄子製造の事  
 似互好者ニ有ハシ「及」セリ「及」セ  
 ル乃ノ才通者ト懐懐ニ曰地方ニ「及」セリ  
 ヲ有段し以テ江河ノ流運ラ「及」セリ  
 ニ昇えん曰鉄子製造の事「及」セリ  
 似互好者ニ有ハシ「及」セリ「及」セ  
 鉄子製造の事「及」セリ「及」セ  
 一「及」セリ「及」セリ「及」セリ  
 ニ「及」セリ「及」セリ「及」セリ  
 ト「及」セリ「及」セリ「及」セリ



三、西伊予の諸藩に「イジモルスカヤ」譯了「ダイ  
 リヤンスキー」お（チウリマ河名）に「ミルミル」  
 三、西伊予の諸藩に「タタラスカヤ」譯了「カイニス  
 キー」お（チウリマ河名）に「ミルミル」  
 四、「ミルミル」に「アチンス」に「ミルミル」  
 以て「第一」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 五、「ミルミル」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 ノルシ  
 一、「トロイワシ」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 二、「アウモリンス」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 三、「イルクツ」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 四、「ミルミル」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 五、「アチン」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 六、「ミルミル」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 七、「ミルミル」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 八、「ミルミル」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 九、「ミルミル」に「ミルミル」に「ミルミル」  
 十、「ミルミル」に「ミルミル」に「ミルミル」

外務省

セ、ヤルトはフス、トボリス、

又江河、水、海、山、川、三、等、を、一、洞、を、了、す、に、

い、て、一、好、し、

一、ア、ガ、ラ、ハ、河、の、名、海、地、を、主、と、す、ク、ヤ、ラ、脱、と、す、

河、海、を、主、部、ナ、ラ、シ、ム、ル、コ、ト

ニ、イル、ウ、イ、シ、ラ、ビ、エ、ニ、セイ、此、河、と、海、の、脱、

一、通、ラ、海、と、す、海、名、一、境、を、脱、多、く、ハ、海

と、シ、ム、ル、コ、ト

三、五、つ、脱、は、及、け、地、大、支、海、の、脱、行、ラ、脱、を、

ス、ン、コ、ト、(ナ、リ、ナ、ラ、ス、ム、工、彩、脱)

外 務 省

亦、用、者、ハ、今、也、ナ、ラ、ス、ナ、ニ、中、に、海、を、主、と、シ、テ、

ト、脱、子、ト、ニ、ジ、イ、ウ、ゴ、ロ、ド、及、エ、リ、ス、ウ、ノ、

海、ト、テ、海、海、ス、ル、キ、脱、子、を、脱、海、ノ、一、部、ト、シ、

レ、ン、ビ、ル、ス、ク、キ、ネ、リ、下、ノ、海、を、主、と、シ、テ、

亦、用、ナ、リ、ト、云、フ、(ナ、リ、ナ、ラ、ス、ム、工、彩、脱)

亦、用、者、ハ、今、也、ナ、ラ、ス、ナ、ニ、中、に、海、を、主、と、シ、テ、

ス、ニ、テ、ウ、エ、ル、ス、イ、ノ、海、を、主、と、シ、テ、海、を、

一、其、手、と、シ、テ、而、シ、テ、海、の、名、を、主、と、シ、テ、

ラ、シ、テ、ス、タ、ウ、ヤ、ル、ト、シ、テ、海、を、主、と、シ、テ、

ス、ン、コ、ト、(ナ、リ、ナ、ラ、ス、ム、工、彩、脱)



寫

明治十七年二月五日 接文

公文一紙

受第 五六一七 號

明治十七年二月五日

支取

特命主権使に書状を提出す

外務省に提出す

一書状一紙

外務省に提出す

支取

外務省







「ナワギ」セパン線	110,000,000	—
「ツア」ウオコウ「トヤ」イスラ「カサ」ニ	10,500,000	—
「ゴジ」リマ「ラ」ニ「コ」ブルガ	—	—
「カサ」ニ「ライ」セフ「ボ」ガ「ト」エ線	2,500,000,000	—
「ナリ」ヨル「ス」ビ「ニ」チ「ブル」イ「タル」ワ線	90,000,000,000	—
計	2,212,000,000	587,925,000
「ニ」ビ「イ」ス「ク」ガ「ズ」ウ「ツ」ウ	6,700,000,000	570,000,000
「ニ」ビ「メ」シ「ン」ス「ク」線	—	2,500,000,000
「ニ」チ「ナ」トル「カ」ル「ス」線	—	20,000,000
四ヶの教名はが鉄子経満上増量	—	—
又また中なる及々今年迄における新設鉄子しゆぬ	—	—
設子しゆぬノ比較ヲ中世にせしむ	—	—
外 務 省	千七百五十二千	千七百五十二千
「モ」ス「ク」ワ「市」の鉄子しゆぬ増量	820,000,000	820,000,000
「新」設「鉄」子「し」ゆ「ぬ」の「増」量	2,737,000,000	2,020,000,000
「波」の「屋」ウ「オ」ロ「ガ」ダ	1,109,000,000	2,500,000,000
「ウ」オ「ル」が「何」の「鉄」子	1,199,000,000	1,199,000,000
「ヤ」ロ「ス」マ「ザ」リ「州」を「カ」サ「ス」	1,199,000,000	7,199,000,000
「カ」ル「ム」鉄子「ウ」ヤ「ツ」カ	1,199,000,000	7,199,000,000
「キ」エ「ミ」ヨ「ム」ス「鉄」子「増」量	10,900,000,000	7,199,000,000
「チ」ユ「メ」ヨ「ム」ス「鉄」子「増」量	7,200,000,000	1,199,000,000
「シ」タル「ス」カ「ヤ」シ「ヤ」ド「リ」シ「ス」ク	—	1,199,000,000
「カ」ル「ス」カ「ル」イ「カ」ム「イ」シ「ユ」	—	1,199,000,000



三尾松鐵道北區ノ利息ニ付テテノ利息ノ費	九七〇、八一二、〇〇〇
三尾松鐵道中區ノ利息ノ費	一五、三〇〇、〇〇〇
三尾松鐵道南區ノ利息ノ費	一八、八八八、一〇〇
三尾松鐵道東區ノ利息ノ費	一四、七〇〇、〇〇〇
石井村鐵道ノ利息ノ費	九、九八〇、〇〇〇
西尾村鐵道ノ利息ノ費	三、三〇〇、〇〇〇
セウエロドネツカヤノ利息ノ費	五〇〇、〇〇〇
エカテリミスカヤノ利息ノ費	一三、三九九、〇〇〇
三尾松鐵道ノ利息ノ費	九、三三三、〇〇〇
計	四二、六〇〇、〇〇〇
(工務省法第ニ十一号)	
外務省	
支那方面ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
一尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
ヲ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
二尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
三尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
四尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
五尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
六尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
七尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
八尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
九尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇尾松鐵道ノ利息ノ費	一、〇〇〇、〇〇〇

(ナリナリノオウオモウシーヤ)  
 「ニジニイノヴゴロド」及「其他ノ地方等及「市等ノ代  
 表者」とナリタル者ハ「各地方等及「市等ヲ代  
 表シテ」処理スルコトヲツオリシメテ「法向シ」ニ  
 ジニイノヴゴロド」ト「西任」カ「錢」ト「ヲ」挿入スル  
 事「錢」ト「ナ」ル「事」ハ「何」ト「辨」シ「法」ヲ「示」スル  
 事「ハ」ハ「錢」ト「ナ」ル「事」ハ「ニジニイノヴゴロド」ト「ヨ」  
 「マルムイ」ジ「及」ク「ラ」ウ「ス」ノ「ウ」ラ「ム」ス「ル」事「ハ」  
 「リンブル」カ「ニ」モ「ン」モ「ノ」コ「シ」テ「有」ル「マ」ル「ム」イ「ジ」カ「ガ」  
 「ニ」ツ「及」ク「ニ」ゼ「ウ」ス「キ」ー「ウ」オ「ト」キ「ス」キ「ー」ガ「ヴ」オ「ド」  
 「ノ」ニ「支」張「ラ」ル「事」ハ「法」ト「シ」テ「ナ」ル「事」ハ「ナ」リ「テ」

外務省

「ナリノオウオモウシーヤ」

「ナリノオウオモウシーヤ」

「ナリノオウオモウシーヤ」

「ナリノオウオモウシーヤ」

「ナリノオウオモウシーヤ」

「ナリノオウオモウシーヤ」

ニヤ)

古くは「ワルソ」録事(支那)に於ては  
ナスコトと云ふは「漢書」に於ては「漢書」に於ては  
漢書に於ては「漢書」に於ては「漢書」に於ては

(支那)録事(支那)

(支那)

外務省

宣

明治二十七年三月廿五日

二月二十七號

受第九二一〇號

明治二十七年三月廿五日

五五號

村家全權大使の御書奉り致し申

外務省に於て御書奉り致し申

外務省に於て御書奉り致し申

明治二十七年三月廿五日  
外務省に於て御書奉り致し申

外務省

龍江道へ

藤原

寫

千島月夜抄

牙一橋稿

一橋子

(お略)

録しおるは庶民技術のあらはしむるに  
庶民は庶民の甲斐なしにすべし  
録しおるは庶民技術のあらはしむるに  
庶民は庶民の甲斐なしにすべし  
録しおるは庶民技術のあらはしむるに  
庶民は庶民の甲斐なしにすべし

外務省

こゝに記すは庶民技術のあらはしむるに  
庶民は庶民の甲斐なしにすべし  
録しおるは庶民技術のあらはしむるに  
庶民は庶民の甲斐なしにすべし  
録しおるは庶民技術のあらはしむるに  
庶民は庶民の甲斐なしにすべし

トス」ナリト云々(支)枝)

支那必クありて西はチ銀道「ツイレチ」銀道  
「ラサ」及「エダ」の河、其域ヲ經テ「バウ」ガシ  
スル「チ」ニ至リ「レ」ナ「河」者「ウス」ナイリ「ニス」カヤ  
ニ至ル「レ」銀道「モ」復「葉」探「取」セ「ル」ヨリ「銀」道  
者「復」者「復」計「中」也「ホ」ハ「レ」是「也」書「中」ニ「同」銀  
道「ヨ」リ「チ」ハ「レ」銀道「下」流「行」ノ「便」也「レ」ナ「河  
ト」ウ「道」路「セ」シ「ル」ニ「ナ」リ「ト」是「レ」也「又」之「ヲ」以  
テ「舊」ニ「地」方「的」支「道」路「タ」リ「シ」ム「コ」止「マ」ラ「シ」メ「ス」將  
来「亦」今「海」峽「ヲ」過「シ」テ「東」チ「陸」ニ「通」セ「シ

外務省

新領事館ヲ設ケ「チ」銀道「ノ」チ「一」其「チ」チ「チ」  
ル「セ」ノ「チ」チ「ト」セ「リ」曰「レ」ナ「銀」道「ノ」也「也」  
七「百」五「十」ニ「シ」テ「之」カ「銀」道「費」ニ「約」ニ「セ」  
「ト」ス「大」支「出」也「新」設「銀」道「ノ」也「也」  
曰「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」  
支)枝)

支那乃僑居者多シキ事ヲ以テ「チ」チ「チ」  
銀道「ノ」也「也」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」  
チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」  
チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」  
チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」チ「チ」



此の事一併之中を以て通議諸君と  
目的の事々々同様の事ありしは  
（土下）ありし事ありし事ありし

( 抄 )

外務省



寫

明治七年七月二十七日

乙亥日

受第 一〇二七八 號

明治七年七月二十七日

吉野

持家官桂文使西書本控了

外務省

平野

本年一月分

外務省

外務省

寫

香取の故一ゆふ

牙一経済

一経済

了りて其の故法を既懐克同より経済  
 加東経済のムイソワヤ「経済」(正)も  
 二二の経済は其の経済概算二七〇〇〇〇〇〇(四)  
 ノ経済性ヲ個人ノ経済とスルノ事多ク其の故  
 之ヲ支取トスルコトハ其の経済な技術上ノ  
 調査ヲ行フ事通シキ事トシテ其の故  
 事ハ同チ其の故調査費トシテ一之とスル事

外務省

まじりてあることし(下)より支取)

あることし(下)より支取) 経済地方一書ノ地盤  
 調査費一二六〇〇〇〇の支取と併し(下)より支取  
 経済とトコロアリ(下)より支取)

トロイツカヤ「経済」(正)社「オレングルガ」  
 「オレングル」市「経済」トロイツカヤ「市」  
 七〇の経済「経済」の支取「市」の支取  
 其の故法書ヲ「経済」の支取「市」の支取  
 其の故法書ヲ「経済」の支取「市」の支取  
 ノ経済性物ヲ「経済」の支取「市」の支取

本館産子も輸送し得んノ事ヲアリト曰  
 得ニ新設鐵道ノ事ニテハ諸君ノ御意ニ付セウレクシ  
 (一) 下ノ千口ヲ支(撥)  
 也其ニ當ルルカ法ヲ定ムルモ及キ且新設鐵道は諸  
 一車ノ地方ニおケル地盤相宜ニあるニ非ズルニ  
 法案ニ曰ク(一) 下ノ千口ヲ支(撥)  
 且新設鐵道ノ石積路道ニ及ばず「ポドルツキ」  
 也上ノ千口ノ用向ニテ千口ノ法ニ新設鐵道ニテ有ル  
 此等ノ力働共ノ事ヲ定ムルモ及キ且新設鐵道  
 客積ノ事ニテ千口ノ法ニ新設鐵道ニテ有ル  
 外務省  
 本館産子も輸送し得んノ事ヲアリト曰  
 得ニ新設鐵道ノ事ニテハ諸君ノ御意ニ付セウレクシ  
 (一) 下ノ千口ヲ支(撥)  
 也其ニ當ルルカ法ヲ定ムルモ及キ且新設鐵道は諸  
 一車ノ地方ニおケル地盤相宜ニあるニ非ズルニ  
 法案ニ曰ク(一) 下ノ千口ヲ支(撥)  
 且新設鐵道ノ石積路道ニ及ばず「ポドルツキ」  
 也上ノ千口ノ用向ニテ千口ノ法ニ新設鐵道ニテ有ル  
 此等ノ力働共ノ事ヲ定ムルモ及キ且新設鐵道  
 客積ノ事ニテ千口ノ法ニ新設鐵道ニテ有ル

報言講員



第14685号

明治

167

明治四拾五年六月拾七日接受

第一課

野村

公第 276 號

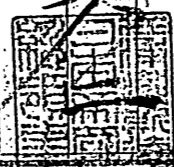
明治四十五年六月十日

在浦潮斯德

明治三十五年六月十日

總領事代理

三禮



外務大臣子爵内田康哉殿

バイカル線ニ関スル件

當地方各新聞ノ報スル所ニ依リバイカル湖岸線ハ復線  
 布敷ノ為メニ要スル岩石破碎工事ヲ取急カシガ為メ  
 六月二十一日以降茅五号及茅五号ノ急行車ヲ除ク外  
 同線上一列車ノ運轉ヲ悉ク停止シ旅客及貨物之ヲ  
 在浦潮日本總領事館  
 碎氷船バイカル号及アンガラ号ニテ運搬スル由ニ有  
 之候間御参考迄茲報告申進候 敬具

第	6	第
項		第
號		

文書課長

明治四拾五年六月拾八日 接受

明治四拾五年六月十八日 同  
同 年 月 十八日 附

送第 二 乙 號

主管 道橋局長

明治四拾五年 六月拾八日 達發

鐵道院 函件 封

拜カル 函件

四十五年六月十九日 記録 録受

外務省

浦潮斯徳地方各勢力は皆よ依  
 こハハイカル 胡 峯 函件 録受 封  
 為ノ 寄る 岩石 破碎 之事 予ハ 念ヲ  
 加ルメ 月 廿四日 附 予ハ 予ハ 予ハ 念ヲ  
 行車ヲ 除ク 外 由 附 止ル 列車 運轉  
 ヲ 停止 旅客 及 貨物 之ヲ 碎  
 氷 社 ハイカル 子 及 アシカ 子 等 運 搬 スル  
 由 正 多ク 知 止 浦 潮 港 幸 甚 運 搬 可 知 可

浄書 校正 原

物事有し其奈有らば其方は其方  
に任せし

外務省

第 2745 号

明治四拾五年六月廿五日接受

主管政務局

附屬書類添附

課報ノ件報告

明治四十五年六月廿五日

關東都督府陸軍參謀長 星野 金吾

外務次官倉地鐵吉殿

課第三六號一部及報告候也

陸軍

西村 鐵吉 殿

第三課

附屬

附屬

附屬

附屬

秘 第一四號  
謀 第三百。六號

明治卅五年六月十日

岡東都督府陸軍參謀部

目次

露国 運輸交通

- 一 三、後貝加爾鐵道複線工事ノ概況
- 二 三、後貝加爾鐵道滿沙里「カイルムスカ」間ノ近況
- 三 二、貝加爾湖迂回線ノ列車運行中止
- 四 一、アークレンスク「ミスシンスク」鐵道ニ就テ



露国 運輸交通

三後貝加爾鐵道複線工事ノ概況

従来西伯利諸鐵道工事ノ視察ニ從事セシ「  
ルシートツク」駐在員ヲシテ去年五月下旬後貝加爾  
鐵道複線工事ノ現況ヲ視察セシメ其ノ報告  
ヲ綜合シタル要左ノ如シ

後貝加爾鐵道ノ複線工事ハ千九百十年ノ  
春初メテ「シホイ」カイルムスカヤノ間ノ準備工  
事ニ着手シ其ノ後順次他ノ區間ニ及ヒ起工  
以來既ニ滿ニケ年ノ歳月ヲ閱シ完成豫定期  
限ニ尚ホ二年半ノ餘裕ヲ有セリ

今カイルムスカヤヨリ「イルシートツク」ニ直ル延長  
一千〇七十二露里ノ間ニ於ケル複線工事進捗  
ノ程度ヲ述ヘンニ先ツ其ノ進捗ノ概要ヲ特  
種工事ノ有無及進捗ノ現況ヲ左ノ一覽表ニ  
依リテ現示セントス

後貝加爾鐵道複線工事進捗ノ  
概要一覽表

區 間	一般工事ノ進捗程度			材料配置 ノ有無	特殊工事ノ進捗程度
	延長 露里	踏盤 工ノ土	小川排水 溝暗渠 ノ橋礎		
			沿線ノ 排水防 水設備	カド 軌條	高 遼
				角材 枕木	道 架橋
				切 割	
				堤 築	



自 見 加 算 ノ ト キ ハ	六	全 長 ノ 米 数	工 事 中	工 事 中	無 結	工 事 中	工 事 中
--------------------------------------	---	-----------------------	-------------	-------------	--------	-------------	-------------

(右表中斜線ヲ引キシルハ該工事ヲ施スヘキ箇所ノ無キモノトス)

又全線ノ工事進捗ノ程度ヲ延長露里ヲ以テ示ストキハ

- 一、複線竣工通セシ區間ノ延長 一九露里
- 二、複線用踏盤土工ノ完成セシ區間ノ延長 五〇六
- 内、小川排水溝、暗渠、橋礎竣工セシ區間ノ延長 三八五
- 軌條ノ配置シアル區間ノ延長 二一四
- 軌條、枕木共ニ配置シアル區間ノ延長 一四二
- 三、同上ノ分通り完成シアル區間ノ延長 一八九
- 内、小川排水溝、暗渠、橋礎竣工セシ區間ノ延長 九八

- 軌條ノ配置シアル區間ノ延長 四五
- 四、同上ノ分通り完成シアル區間ノ延長 六六
- 但シ全區間小川排水溝、暗渠、橋礎竣工且ツ軌條ヲ配置シアリ
- 五、同上ノ分通り完成セシ區間ノ延長 七四
- 但シ内軌條ノ配置シアル區間ノ延長 三一
- 六、同上ノ分通り完成シアル區間ノ延長 一〇
- 七、同上ノ工事中若シハ起工セシ區間ニ過キサレバ區間ノ延長 九八
- 八、同上ノ未タ全ク工事ニ着手シアル區間ノ延長 一一〇

以上ノ如ク右方面ヨリ工事ノ現況ヲ視察研究  
スレハ特種工事ヲ除ク外今年度建築キテ即  
中ニ開通スルノ見込アル區間ハ右第二乃至第四  
項ニ属スルモノ即チ其ノ合計延長約七百六十一露  
里ニシテ其他ニ在リテハ目下ノ處其ノ工事竣功ノ  
時期ヲ断定スルニ苦シム

以下右部分ニ就テ詳説スヘシ

(後方ニ於テ右側又ハ左側ノ沿ハ西方ニ向テ  
指示シ又ハ小川トハ概シテカード一何若ク西  
岸ノ樁礎ノシカ或ハ其ノ中間ニ支柱一何ヲ  
置テ架橋スルキ水流ヲ滑ク角材トハカードノ

上部ニ枕木ニ代ヘ配置スル木材ヲ謂フ)

一カイルムスカヤ<sup>カ</sup>シルチネ<sup>カ</sup>兩驛間延長六十露里

複線用踏盤ハ概シテ已設線ノ左側ニ並行シ  
其ノ土エハ八分通り完成シ小河排水溝暗渠等  
ハ大部分樁礎ノ築造中ニシテカード<sup>カ</sup>角材等架  
橋材料ノ現場ニ配置サレタルモノ極メテ少カ  
リキ

二カイルチナ<sup>カ</sup>知多兩驛間延長三十一露里

此ノ區間ハ丘陵高地殆ント連続シテ散在シ複  
線用踏盤ハ已設線ノ右側或ハ左側ニ並行  
シ已設線カ<sup>カ</sup>インゴタ<sup>カ</sup>河岸ニ接シテ通過スル何

新ヲ除キ其ノ土工ハ分通り完成セリ而シテ「イ  
ンゴジ」河ノ新岸ヲ經由スル區間ハ新岸ノ脚部  
ニ石垣ヲ築キ更ニ已設線ノ右側ナル高地ノ  
斜坡ヲ削リテ石塊及土砂ヲ河岸ニ投下シテ踏  
盤ヲ拡張シツツアリ小川排水溝暗渠等ハ  
半数以上ハ石造橋礎ノニ竣工セルモ其ノ半数  
位ハ目下尚<sup>ニ</sup>築造中ナリ「カード」角林等ノ到ル  
處現場ニ配置シアルヲ見ル

三、知多第一知多西駅間延長六露里

知多河ニ於ケル複線用鐵橋ハ石造橋及合  
支柱各二個ヨリ成リ目下其ノ一個ノ水面ヨリ約

五

四呎ヲ積上タルノニシテ他ノ三個ハ水面ヲ基  
礎ヲ築造シタル位ニ過キス「カード」其他ノ架橋  
材料ヲ見ス

知多河西岸ヨリ複線用踏盤ハ已設線ノ左  
側ニ並行シ其ノ土工ハ完成シアリ但シ沿線ノ  
排水、防水ノ工事ハ未タ施サス又複線用軌條  
及枕木等ヲ準備シアルモノナシ

小川排水溝、暗渠ハ何シモ石造橋礎ノ竣工  
シ「カード」角林等ハ大部分現場ニ配置シアル  
カ如シ

四、第一知多「インゴジ」西駅間延長三十六露里

第一知多ヨリ第五十八待避所マテ約十露里間ニ  
就キ已設線カ湖岸ニ接シテ通過スル何所ハ高  
地ノ斜面ヲ添土シテ已設線ノ右側即ケ湖岸  
ヲ埋立テ複線用踏盤ヲ松浪ニツツアリ第五  
十八待避所以西ニ於テ其ノ複線用踏盤ハ概シ  
テ已設線ノ右側ニ並行シテ其ノ土工ハ既ニ完成  
シ沿線ノ排水、防水ノ設備モ亦竣工セリ  
小川、排水溝、暗渠等ノ石造橋礎及文柱築  
造ヲ了リ架橋材料ハ何シモ現場ニ配置セル  
但シ複線用軌條枕木ノ準備シアルヲ見ス  
五、「インゴム」驛第五十三待避所前延長四十五露里

此ノ區間ハ丘陵高地殆ント連続シテ已設線ハ  
概シテ高地ノ切割ヲ通過スルカ故ニ其ノ右側ニ  
於ケル斜坡ヲ複線用踏盤ニ必要ナル幅員ニ  
マテ添土松浪中ニシテ其ノ土工ハ五分通り完成セ  
リ小川、排水溝、暗渠等ハ大部分尚ホ橋礎ノ  
築造中ニシテ「カード」角材等ノ架橋材料ハ未  
タ現場ニ配置サラス  
第五十三「ポスト」ノ東方ニ於ケル現在ノ隧道ノ右  
側ニ新隧道ヲ向鑿中ナリ  
第六第五十三「ポスト」待避所「リホンド」駅間延長十四露里  
複線用踏盤ハ已設線ノ右側ニ並行シ其ノ土工

ハ分通り完成セリ、<sup>セロ</sup>河ニ於テハ複線用架  
橋工事ハ未タ全ク着手セラズ、小川排水溝、暗  
渠等ハ橋礎ヲ築造中ニテ、カード、角材等ノ  
配置ヲ見ス

セリ、ホンド、マゴゾン、西驛間延長三十九露里  
複線用踏盤ハ概シテ已設線ノ右側ニ並行シ、其  
ノ土エハ右所断絶シテ概ネハ分通り竣エセリ、小川  
排水溝、暗渠等ノ石造橋礎ハ概テ完成シ、架  
橋材料ハ現場ニ配置セラシメリ

ハ、マゴゾン、取サガソン、待避所間延長十九露里  
複線用踏盤ハ已設線ノ右側ニ並行シ、僅少

ナル區間ヲ除ク外、土工全部竣エセリ、小川  
排水溝、暗渠等ノ石造橋礎、概テ完成シ、カ  
ード、角材ハ現場ニ配置セラシメ、沿線ノ排水  
防水ノ設備モ亦落成セリ、但シ複線用軌條  
枕木ノ準備ニアラズ

マゴゾン、取ノ西方ヲ流ルニ稍、大ナル河流ニ於テ  
ハ已設木橋ノ左側ニ於テ、カードニ仰ヨリ成ル鉄  
橋ヲ架設シテ之ニ代ユルモノ、如ク新鉄橋内  
已設線用ハ已ニ架設ラリシ、複線用ハ石造  
橋礎、及支柱ノハ完成シ、而シテ架橋材料ハ河  
岸ニ置カシメリ

九「サカリン」待避所「サイド」駅間延長十九露里  
複線用踏盤ハ已設線ノ右側又ハ左側ニ並行  
シ其ノ土工完成セリ小川排水溝、暗渠、橋礎  
ハ築造中ニテ「カード」角材ノ配置サシメルモノナリ  
沿線ノ排水、防水ノ設備モ着手セラリス又複線  
用軌條枕木ノ準備シアルヲ見ス

十「サイド」駅第四十五待避所間延長三十露里  
複線用踏盤、概シテ已設線ノ左側ニ並行シ其  
ノ土工全部完成セリ小川排水溝、暗渠ハ其ノ  
橋礎落成シ大部分ハ既ニ「カード」角材ノ装置  
ヲ了リ又其ノ装置未済ノ分ト並材料ハ迄テ現

場ニ配置サシメリ沿線ノ排水、防水ノ設備モ竣  
工セシカ唯複線用軌條枕木ノ準備シアルヲ見ス  
十一第四十五待避所「バインシエン」待避所間延長二十  
九露里

複線用踏盤ハ「フシエン」駅マテ已設線ノ左側  
ヲ同駅ヨリ以西ハ右側或ハ左側ヲ並行シ其ノ  
土工悉ノ完成セリ沿線ノ排水、防水ノ設備並  
小川排水溝、暗渠ノ橋礎築造工事等何モ  
竣工シ架橋材料、概ニ現場ニ置カシムル此ノ  
全區間複線用軌條ハ新踏盤ノ傍ニ二條並  
連続シテ配列セラシムルニ新枕木ハ尚ホ右側右



待避所ニ堆積シアリタリ

±<sup>二</sup>カイルシエレン<sup>一</sup>待避所「ヒロク」駅向延長十六露里  
此區間、已設線ハ「ヒロク」河岸ニ沿テ高地ノ斜  
面ヲ削リ着シノ高起セル断崖上ヲ通過ス目下  
断岸ノ脚部ニ石垣ヲ築造シ已設線ノ左側  
即チ河流ニ向テ土砂ヲ投下シ複線用踏盤ヲ  
拡張シツツアリテ其ノ土工ハ六分通り竣工セリ小  
川排水溝、暗渠ノ石造橋礎ハ悉ク落成シ架  
橋材料ハ何レモ現場ニ配置セラレタリ複線用  
軌條ハ已設線ノ傍ニ二條並行シテ配列シテ  
ルモ未タ枕木アルヲ見ス

±<sup>二</sup>ヒロク<sup>一</sup>「バジ」兩駅向延長四十露里

複線用踏盤ハ第四十一待避所マテ已設線ノ  
左側ニ支シヨリ第四十待避所マテハ右側或ハ左  
側ニ又第四十待避所以西ハ左側ニ並行シ其ノ  
土工ハ全部竣工シ第四十待避所ノ東方ニ放込  
已設隧道ノ左側ニ新隧道ヲ開鑿中ナリ全  
區間ニ於ケル小川排水溝、暗渠ノ石造橋礎モ  
落成シ一部ハカドノ前材ノ装置ヲ了シテ複  
線用ノ軌條ハ二條並行シテ新踏盤ノ傍ニ配  
列シアルモ沿線ノ排水、防水ノ設備ハ未タ着手  
セラレズ

十四、ハダ、駅第三十九待避所向延長十二露里  
複線ハ已設線ノ左側ニ於テ既ニ其ノ敷設ヲ  
ヨリ建築列車ハ此ノ新線上ヲ運転セリ

十五、分三十九待避所「ミホガマイ」駅向延長五露里  
已設線ハ概シテ「ピロ」河岸ニ沿テ連続セル高地  
ノ斜坡ヲ削リテ水面ヨリ著シク高起セル断岸  
上ヲ通過シ複線用踏盤ハ已設線ノ左側即チ  
河岸ヲ埋テ築造中ニシテ其ノ土工ハ凡テ六分  
通リ落成セリ小川排水溝暗渠ノ右橋礎モ大  
部完成シカド角材モ概シテ其ノ装置ヲ  
リ複線用軌條ハ僅少ナル區間ヲ除ク外ニ條

是連続シテ已設線ノ傍ニ配列セラレタリ

十六、「ミホガマイ」「ハトロフスキサド」兩驛間延長三十

一露里

複線用踏盤ハ概シテ已設線ノ右側ニ並行シ  
テ已ニ完成シ其ノ軌條又枕木モ配列セラレタリ  
小川排水溝暗渠ノ右橋礎又支柱ハ其ノ九割  
マテ完成シカド角材等ハ右現場ニ配置セラレ  
沿線ノ排水防水ノ設備ヲ施工中ナリ

十七、「ハトロフスキサド」駅第三十一待避所向四十五露里  
已設線ハ連続セル高地ノ切割内ヲ通過シ復  
線用踏盤ハ已設線ノ概シテ右側ニ於テ切割

新岸ヲ更ニ削除シテ築造ニツツアリ其ノ土  
工ハ八分通り完成シテアリ小川、排水溝、暗渠等ノ  
橋礎ハ畧ハ竣工シカド角材何モ現場ニ配  
置セラレ複線用軌條ハ右所ニ於テ豊カニ堆  
積サレタルヲ見タリ

十八第三十一待避所「ウエルブネウグンス」駅間延長ハ  
十九露里

此ノ區間ハ森林少ク山脈及高地ハ線路ノ西  
側ニ遠隔シアルヲ以テ鉄道通過地帯ハ概シ  
テ平坦ナル原野ナリ複線用路盤ハ「サイグラ」  
ニシテ駅附近ヲ除ク外大部ハ已設線ノ右側ニ

並行シ其ノ土工ハ全部完成セリ小川、排水溝、  
暗渠等ノ右石造橋礎モ概シテ竣工シカド  
角材共ニ装置セラレ沿線ノ排水、防水ノ設  
備ヲ畧ハ落成シ複線用軌條、沿シト連続シテ  
配置セラレ目下尚ハ建築列車ヲ砂礫枕木  
等ヲ配置ニツツアリ

十九「ウエルブネウグンス」駅「ベリヨゾフカ」待避所延長  
七露里

複線ハ已設線ノ右側ニ並行シテ既ニ其ノ敷  
設ヲソリ列車ハ兩線上ヲ運転ス  
二十「ベリヨゾフカ」待避所「センガ」河岸間延長十露里

已設線ハセレンガ河ニ沿テ連続セル高地ノ斜面  
ヲ削リタル狹隘ナル高築堤ヲ通過シ複線用  
踏盤ハ已設線ノ左側即チ河流ニ向テ石塊  
土砂ヲ投下シテ河岸ヲ埋立テ築造中ニシテ其ノ  
土工ハ漸ク三分通り落成シタルニ過キス

二十一、マレンガ河岸「シタウロオ」駅向延長十九露里  
複線用踏盤ハ概シテ已設線ノ左側ヲ並行シ其  
ノ土工ハ全部完成シ小川排水溝、暗渠ノ右橋  
礎ヲ竣工シ「カード」角材ハ現場ニ配置セシメリ  
複線用軌條ニ新踏盤ノ傍ニ連続シテ配列  
セラレタリ但シ沿線ノ排水、防水ノ設備ハ未シ施

エサス

二十一、シタウロオ「ホヤルスキー」待避所向延長九十七露里  
此ノ區間ハ森林地帯ニシテ多少ノ丘陵起伏スト  
至鉄道通過地帯ハ概シテ平坦ナリ複線用踏  
盤ハ已設線ノ右側又ハ左側ニ並行シ其ノ土工  
ハ畧テ竣工シ之ニ要スル軌條枕木ハ新踏盤ノ傍  
ニ配列シアリ小川排水溝、暗渠等ノ石造橋礎ハ  
全數ノ約三分ニマテ完成シ殘餘ハ尚ホ築造  
中ナリ「カード」角材等ハ概シテ現場ニ配置セラ  
シ沿線ノ排水、防水ノ設備ハ全長ノ半ハ落成シ  
半ハ工事中ナリ

二十三、ホヤルスキー「待避所」ハイソワ「駅」向延長二十一  
露里（線ヨリ四湖）

複線用踏盤ハホヤルスキー「待避所」ヨリ約十四  
露里向ハ已設線ノ右側ニ並行シ其ノ土工完  
成シ軌條枕木共ニ新踏盤ニ沿テ配列シアリ  
又ヨリ「ハイソワ」駅ニ至ル間ハ貝加角湖岸ニ  
連立セル高地ノ斜面ヲ削テ築造シタル極メ  
テ狭ク且ツ湖水面ヨリ十「サーゼン」高起セル断岸  
上ヲ通過セリ此ノ断岸ノ脚部ノ右所ニ於テ長テ  
約五「サーゼン」大丸太材ヲ組合セタル函中ニ石  
塊ヲ填實センモノヲ配置シテ護岸工事ヲ施シ

其ノ上部ニ石塊及土砂ヲ投下シテ複線用踏  
盤ヲ已設線ノ右側即チ湖水側ニ向テ松長  
シツアリ其ノ土工ハ凡テ五分通り竣工シテ全  
區間ニ於テ小川排水溝、暗渠、橋礎ヲ築造  
中ニシテ未メ架橋材料ノ配置ナシ又沿線ノ排  
水、防水ノ設備サシタルモノハ一部分ニ過キス

二十四、ハイソワ「メンホイ」兩駅間延長五十四露里  
已設線ハ僅少ナル平坦地區ヲ除ク外土砂  
質高地ノ切割内ヲ通過シテ湖岸ニ接シ  
テ敷設シタル部分モ亦極メテ少シトス従テ工  
事モ比較的容易ナリト認メラル複線用踏盤

ハ已設線ノ右側又ハ左側ニ並行シ其ノ土工ハ分  
通リ完成セリ小川、排水溝、暗渠等ノ石造  
橋礎ハ全數ノ半ハ竣工ニ築造中ニシテカド  
角材其他新線用軌條、枕木等ハ未ダ配置  
サス又沿線ノ排水、防水等ノ設備ニモ着手シ  
アラサリキ

二十五「シンホイ」駅「シルツ」待避所間延長百十露里  
「シンホイ」ウトウリク「西」駅間延長七十五露里間  
ノ已設線ハ概シテ湖岸ヨリ稍、隔離セシ森林  
中ヲ通過シ湖岸ノ高築堤ヲ經ル所稀ナリ  
故ニ工事モ亦比較的容易ナルヘシ「ウトウリク」ス

西

「バヤンカ」兩駅間延長二十六露里ノ已設線ハ  
概シテ湖岸ニ面シ著シク高起セル森林堤上ヲ  
經由ス又「バヤンカ」駅「シルツ」待避所間延  
長九露里間ハ平坦ナル砂地ヲ通過セリ  
此ノ全區間即チ延長百十露里ニハ未ダ複  
線ニ關スル工事ヲ着手セズ僅ニ「ウトウリク」スリ  
「バヤンカ」兩駅間ヲ現在ノ一側ノ通過ノ右側  
ニ新通過ヲ開鑿シツツアルニ  
二十六「シルツ」待避所具加角驛間延長七十九露里  
此ノ全區間已設線ハ湖水ニ接シテ殆ント連続  
シテ屏立スル岩石質ノ嵯峨タル山嶽重疊

中ニ兩鑿セラシタル多數ノ逐道ヲ切割若クハ  
各逐道ト切割ノ中間ニ於テ絶壁面ノ岩石ヲ  
削リテ築造セラシタル湖水面ヨリ五サ一センカ至  
十サ一センヲ高起スル極ノテ狹隘ナル断岸上ヲ  
通過ス而シテ此ノ数多ノ逐道ノ内約九割ハ  
已設線建設ノ當時ニ於テ既ニ將來複線ヲ  
通過セシムル計画ニテ兩鑿セラシタルモノナルモ已  
設線建設ノ際ニ概シテ單線ヲ通過シ得ル  
幅員即チ逐道全幅員ノ半ヲ兩鑿セシムル  
リ残リノ半幅ハ其ノ岩石ヲ除去スルコトナリ其ノ  
終逐道内ニ残置シアリタルハ現今此ノ逐道内ニ

五

残存スル岩石ヲ爆破其他ノ方法ヲ以テ除去  
中ナリ而シテ逐道ト逐道ノ中間ニテハ岩石  
質ノ高地ヲ切割リテ複線用踏盤ヲ湖水ニ  
沿テ広張スル計画ナルカ如ク目下已設線ニ列  
車ヲ運行シタルカ爲湖水側ノ岩石ヲ除去セ  
ントシ到ル處多數ノ因徒ヲ使役シテ爆破作  
業ヲ施シツツアリ然レトモ現今マテニ悉ク除去  
セシ箇所ハ二三箇所ノミニシテ其他ハ概シテ爆  
破作業ニ着手セシカ若クハ破壊セシ岩石削  
除セシ土砂ノ運搬ヲ便ナラシムル爲ニ切割リ  
湖水ニ面セル断面ニ各所ニ通行路ヲ兩鑿セシ

ニ過キス又逐道ト切割ノ者相互間ニ点在シテ  
已設線ノ現ニ通過スル断岸即チ高築堤ノ幅  
負ハ一方ニ傾立スル山嶽ノ絶壁面ヨリ断岸ノ  
最端部マテ平均ニサーセン餘ニ過キサレハ目下此  
各所ニ於ケル高築堤ノ脚部即チ湖水ノ浸ス  
部分ニ帯ハ浅瀬ヨリ高築堤ノ脚部ニ向テ  
一帯ニ湖水面ヨリ約一サーセン半ノ高サニコンシ  
リトニテ堅メタル石垣ヲ築キテ築堤ノ推動  
陥落ヲ防シト共ニ波浪ノ堤脚ヲ流壞スルヲ  
防止セリ並記ノ石垣ト已設線ノ通過スル高  
築堤ノ脚部トノ間隙ニ既記逐道内ヨリ掘

六

リ出シツツアル石塊又ハ切割ノ湖水ニ面セハ一方  
ノ断岸ヲ除去スルニ從ヒ生スル石塊及土砂ヲ投  
下シツツ複線用踏盤ヲ湖水側ニ埋立テ築  
造申ナリ

此ノ全區間ニ於テ複線ノ通過ニ必要ナル小川  
排水溝、暗渠等ノ橋礎ノ既ニ築造セラレシモノ  
ハ僅々數ヶ所ニ過キサルモ目下之ヲ準備ナリト  
思ハシムルハ已設線ヲ通過スル小川、排水溝、暗  
渠等ノ右側即チ湖水側ノ下部ニ大ナル穴ヲ穿  
テ其ノ周圍ヲ木林ニテ圍ミ石枕セメントヲ充  
等ノ諸材料ヲ現場ニ配置シアルコトナリ



又右逐道ノ中間ニ於ケル既設切割若ハ高築堤ノ湖水ト反対側ニ展立スル絶壁面ハ當初已設線ノ通過ニ障害ナキ程度マテ削リ取ラシメルニ過キサレハ徒テ右逐道ニ於ケル複線ノ出入口ハ絶壁ニテ防ケラルヲ以テ更ニ之ヲ松削スル必要アルハシ末々之等ノ工事ニ着手シアラサレモ愈々実行ノ場合ハ列車ノ運転ヲ或ハ期間全然停止スヘキ必要アルヲ認ム

今此ノ全區間ニ於テ行ヒツツアル各種工事進捗ノ程度ヲ概括スルニ左ノ如シ

一右逐道内ニ残置サレタル岩石ハ今ヤ既ニ何シモ

其大半ヲ除去セシモノ如ク既ニ除去セシ箇所

ニ大丸太ヲ支柱トシテ建立シアレハ追テ煉瓦又ハ

鋪石ヲ以テ緊固スルモノナラント思惟セラレシ

ニ右切割ノ湖水ニ面スル一方ノ断岸ヲ水際マテ

悉ク除去シテ複線用踏盤ノ幅員ヲ拡張セント

スル工事ハ二三ヶ所ヲ除ク外漸ク着手セシマテノ状

態ナリ

三高築堤ノ幅員ヲ複線ノ通過ニ必要ナル程

度マテニ拡張スル為ニ各高築堤ノ脚部ニ

施行中ノ護岸工事ハ全區間ノ約三分一ヲ

完成シタリ

四、複線用、小川、排水溝、暗渠等、橋礎、漸、起エシタルニ過キス

五、右高築堤ノ一部ニシテ已設線建設當時ヨリ比較的廣キ幅員ヲ有シ更ニ之ヲ拡張スルノ必要ナキ部分ニ在リテハ目下複線用踏盤ヲ築造シツツアリ但シ斯カル部分ハ全區向中僅少ニシテ殆ント論スルニ足ラス

次ニ、逐道ノ箇所及其ノ所在區向並其ノ規模其他逐道ニ関スル工事ノ概況ヲ述フシハ左表ノ如シ

區向	里密長延	數個道逐	當初規模	現在工事ノ進捗
自ノリツク待避所 至シヤルイケマルカイ	一八	九	全部當初複線 通過ノ計画ニ成ル	一個ハ複線通過ノ為完成ハ一個ハ逐道内ノ岩石除去中
自シヤルイケマルカイ 至バクラー待避所	八	六	右ニ同シ	終テ逐道内ヨリ岩石ヲ除去中
自バクラー待避所 至マクラー待避所	九	六	右ニ同シ	右ニ同シ
自マクラー待避所 至ホノマリヨカ待避所	一一	四	右ニ同シ	三個ハ逐道内ノ岩石除去済他一個ハ尚除去中
自ホノマリヨカ待避所 至ラライナヤ	八	六	三個ハ複線ニ 三個ハ單線通過 ノ計画ニ成ル	複線規模ノ三個ハ既ニ完成シ單線規模ノ 中一個ハ其ノ右側即チ湖水側ニ新逐道開鑿 中他三個ハ未ダ工事ニ着手セズ
自ラライナヤ 待避所	八	四	二個ハ複線ニ 一個ハ單線通過ノ 計画ニ成ル	複線規模内一個ハ複線通過ノ為既ニ完成シ一個 ハ尚逐道内ノ岩石除去中又單線規模ニ在リテ 目下其ノ右側即チ湖水側ニ連テ岩石ヲ除去 去シ複線ノ為充分ニ幅員ニ踏盤ヲ擴張 即チ此ノ部分ニテ二線ハ逐道ヲ一線ニ普通 線路トス
自トクイ待避所 至ノストウエニケエ	九	八	全部當初複線 通過ノ計画ニ成ル	内三個ハ當初ヨリ全線完成シ殘餘ノ五個ハ逐道 内ヨリ岩石除去中
自ノストウエニケエ 至貝加	七	一	右ニ同シ	目下逐道内ヨリ岩石除去中

即チ「ノリツク」待避所、貝加ノ用、駅間延長七十九

露里ニ於テ逐道合計四十八個ニ付キ  
一、當初ヨリ複線通過ノ計画ニ成ルモノ 四十三個

内新線通過ノ為逐道内ニ残存セル岩石除去中ノモノ 三十二個  
既ニ新線ヲ通過シ得ル如ク完成セルモノ 十一個  
二、當初ヨリ單線通過ノ計画ニ成ルモノ 五個

内新ニ逐道ヲ側方ニ開鑿中ノモノ 一個  
現逐道ノ側方ニ普通踏盤築造中ノモノ 二個  
複線用トシテ未タ全ク工事ニ着手ナシノモノ 二個

要スルニ左ノ區向ノ廻湖線ハ其ノ全長ノ大部分ヲ  
建設當時ヨリ複線通過ノ計画ニ付リシ逐道ヲ  
通過シ而モ已該線カ現ニ運行モツツアル逐道

云

内ニ残存セル岩石ヲ除去スルカ如キハ容易ナル工事  
ナシ此ノ區向ニ於ケル複線工事ニ世人ノ想像スル  
如ク困難ナルモノニアラズ唯難工ト認めラルルハ右逐  
道ノ中間ニ於ケル切割リノ湖水側ノ断岸ヲ除去  
シ若ハ其ノ反対側ノ絶壁面ヲ削リテ新踏盤ヲ構  
成スルコト茲右逐道ト右切割リノ中間ニ点在セル  
高築堤ノ復元ヲ複線通過ニ要スル程度ニ湖水  
ニ向テ拡張スルノ計画ニ在リト雖其ノ施行區向ニ全  
延長七十九露里ニ對シ其ノ三分一強ニ過キズ而モ  
既ニ之等ノ工事ハ着手セラレシ今日ニ於テハ複線  
工事進捗ノ如何ハ一日ニ於ケル経費又出ノ

緩急ニ依リテ決セラルヘキヲ信ス

正、貝加爾駅「イルキツ」西駅間延長六十一露里

已設線ハ「アンガラ」河岸ニ沿テ連続セル土砂質

高地ノ斜面ヲ削リテ構成セル狹隘ナル断岸上

ヲ通過ス複線用踏盤ハ僅少ナル區間ヲ凍

シ外殆トテ全部已設線ノ右側即チ「アンガラ」

河側ニ向ケ拡張シツツアリ第四第三ニ西待避所

間及第二待避所「イルキツ」駅間其ノ延長何シ

モ十五露里ノ間ハ土工累完成ニ複線用軌條

枕木ハ連続シテ配列セラレタリ其他ノ區間ニ在リ

テハ土工四方通リ竣工ニ複線用軌條ハ到ル處ニ

堆積サレタリ全區間中ノ小川、排水溝、暗渠不

等ノ橋礎ハ大部分尙ホ築造中ニシテ竣工セ

モ、尠ナク架橋材料ノ現場ニ配置シタル分

亦尠シトス沿線ノ防水排水ノ設備ハ土工ノ

累、竣工セシ區間ニ於テハ、断続シテ施サレタリ

以上ノ外全線ニ於テ複線工事ノ進捗ニ伴ヒ當

然行ハルヘキ各駅若シテ待避所構内ニ於ケル待

避線ノ増加並給水水槽ノ増設其他全線ニ

於ケル鉄道附属造管物ノ規模ヲ拡張スル等

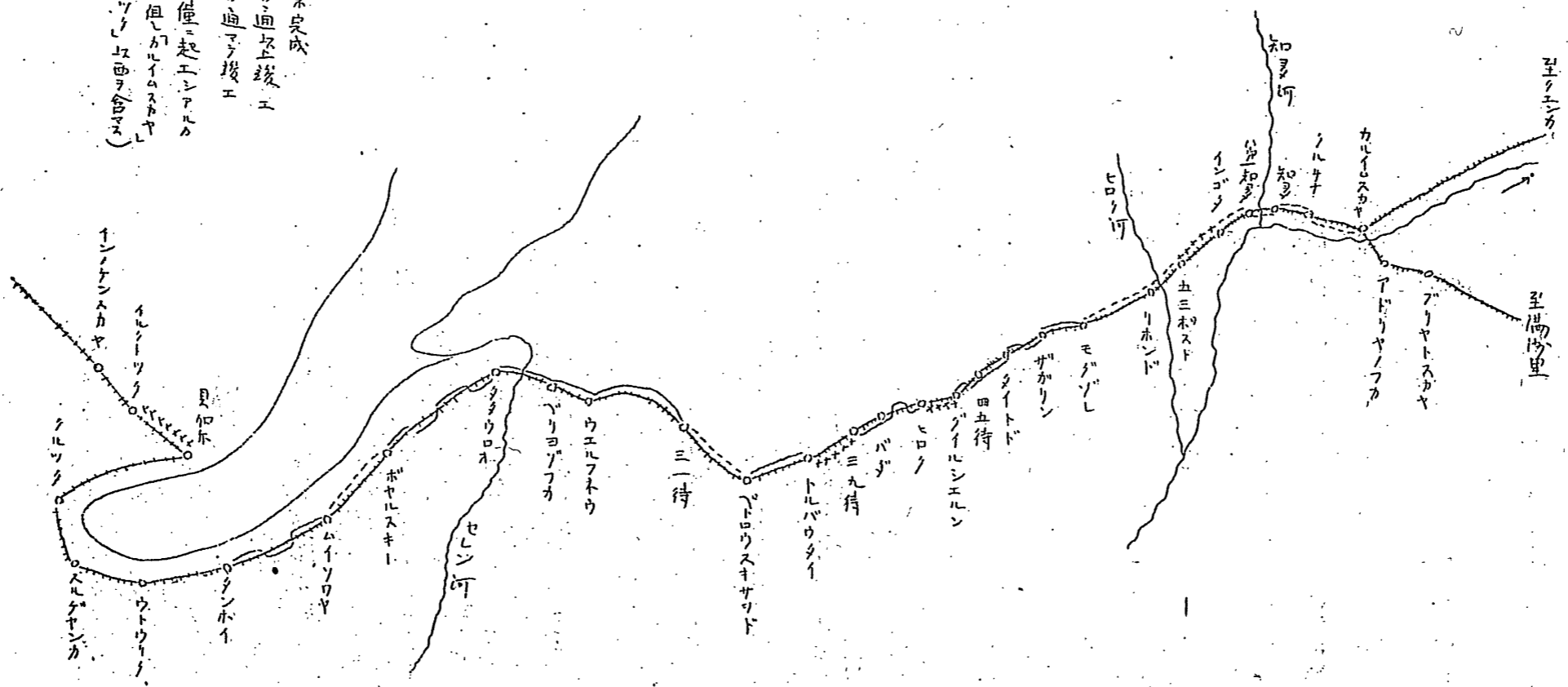
ニ就テハ殆トテ着手シテラス僅ニ全線ノ右側ニ

保線員並同工夫ノ宿舍ト思ハルハ、小規模ノ

本造平家ノ新築モ之ツツアルヲ見ルノニ  
又全線中複線ノ西線ヲ新敷地ニ依リテ敷設  
セラレントスル部分十数ヶ所アリト雖決新設地ト  
現在線トノ間隔ハ多クモ二十「ヤ」丈以下ニシテ  
而モ其ノ各處ノ延長ハ平均一露里ノ三分ノ位ニ  
過キサレハ殆ント洵スルニ足ラサル可シ

後貝加爾鐵道複線工事進捗概見圖

界未定成  
 六分通以上後  
 五分通マテ後  
 右線記入すハ僅ニ起工シアルカ  
 又ハ未工モノ(但シカハイラストヤ  
 切取及「イルク」ヲ以テ西ラ合ハス)



三、後貝加爾鐵道滿沙里「カライムスカヤ」間近況  
去ル五月下旬我特派員カ後貝加爾鐵道滿沙里  
「カライムスカヤ」間ヲ視察セシ處ニ依リ其ノ現況大要  
次ノ如シ

一、滿沙里「ブリヤトスカヤ」兩駅間延長三百。三露里  
此ノ區間ハ「ダウリヤ」又「ハニ」待避所「ホルゲヤ」「オロウヤ」  
「ンナヤ」兩駅附近ニ於テ丘陵起伏シアリテ線路ハ  
多少ノ切割ト高築堤上ヲ通過シアリト雖一帯  
ニ殆ント樹林ヲ見サレ氣漠シル平原ナシハ將來  
複線ニ改修スルニ際シテモ「ホルジヤ」「オノン」「アガノ」  
三河流ニ要スル加木橋工事ノ外特ニ雜工ヲ要ス

サレカ如シ

目下此ノ區間ニ於テ着手セル工事トシテハ「オロウ  
ヤンナヤ」駅ノ西方小河ニ於テ現在ノ既設木橋ニ  
代ルニ「カード」ニ個ヨリ成ル鐵橋ヲ架設シアリ又  
「モゴイツイ」「ブリヤトスカヤ」兩駅間ニ在ル三箇ノ既  
設木橋モ鐵橋ニ改築セントシ既ニ橋礎ノ構築  
ニ着手シ架橋材料ヲ現場ニ集積シアリ  
「ブリヤトスカヤ」「アドリアノフカ」兩駅間延長三十三露里  
此ノ區間ハ所謂「ヤプロノイ」山脈通過地帯ニシテ  
線路ハ殆ント螺旋形ニ岩石質ノ山嶽重疊  
セル中ヲ昇降シ大部分ヲ線路ノ兩側ヲ削リ

メル極ノヲ狹隘ニシテ嵯峨タル新敷内若ハ著  
高起シテ大傾斜ヲ為ス築堤上ヲ通過シテハ  
他日若シ複線改築工事ニ着手シタル場合  
ニ或ハ區間ハ一時迄テ列車ノ運転ヲ中止セサルハ  
カラサルヲ認ム其ノ難工ノ程度ニ至リテハ現今施  
工シツアル貝加爾回湖線複線工事ニ譲ラサル  
ナラン

三「アドリアノワカ」カイルムスル西駅向延長十八露里  
此ノ區間ノ線路ハ全部殆ント「インゴタ」河岸ニ  
沿接スル高地ヲ削取リタル極ノ狹隘ニシテ且  
河水面ヨリ著ク高起セル断岸上ヲ通過シテ

三

目下此ノ既設線ノ左側即チ河流側ニ向テ踏盤  
ヲ拡張セントシテ高地ノ斜坡ヲ更ニ除土シ断岸  
ノ脚部河水ノ浸ス處マテ一帯ニ石垣ヲ築キテ  
護岸工事ヲ施シ土砂又ハ石塊ヲ投下シテ埋立中  
ナリ此踏盤拡張ノ為要セル小川排水溝暗渠等  
ノ半ハ其ノ石造橋礎ヲ完成シ半ハ尚ホ築造中ナルカ  
架橋材料ハ凡テ現場ニ配置セラレタリ但シ此新  
踏盤ニ未タ軌條枕木ノ配置シアルヲ見ス又「アドリ  
アノワカ」駅ヨリ「インゴタ」河ノ方向ニ於テ已設線ヨリ  
遙ニ東方ニ隔離シテ踏盤ヲ新築シツツアリ而テ  
此ノ踏盤ニ沿ヒ新設線ノ架設サレタルヲ見ル此ノ



新踏盤ノ布設ニ連繫シテ他ニ工事ノ認めラレハキ  
モノナシ

尚ホキタイスキ待避所ヨリ「インゴク」河岸ニ沿ヒ巴  
該線路ヨリ遠ニ北方ニ向ヒニ條ノ新線路ノ完成  
ニアリキ而シテ其ノ右所ニ於テ踏切線路監視所  
保線工又ノ宿舍等ヲ新築セラシ且ツ新電線ヲモ  
架設サシタルヲ見ル是レ現在ノ「カルイムスカヤ」駅ヲ  
愈々撤廢シ更ニ此ノ地点附近ニ於テ將來黒龍  
鐵道ト後貝加爾鐵道トヲ連絡スル中央大停  
車場ヲ建設スルニ決シタル計画ニ關係シテ敷設  
セシモノナルヲモ計ラシス

三四

五月加爾湖迂回線ノ列車運行中止

貝加爾湖迂回線ニ於テハ複線工事ノ為曩ニ極果  
改竈相互間ノ右貨物列車ノ運行ヲ中止シ終テ  
貝加爾「シホイ」兩駅間ヲ碎氷車ニテ連絡シアリ  
タルカ此ノ頃ニ至リ急行列車及ニ列車ノ外終テ  
右同様湖上連絡ニ決シメリ其ノ詳細ニ付後貝  
加爾鐵道ヨリ發セル告示ナリトテ六月七日知事官  
報ニ掲載シタル所左ノ如シ

貝加爾迂回線工事中列車通過變更ニ因スル  
後貝加爾鐵道ノ公告

貝加爾迂回線複線工事期中昼間ノ列車運  
轉ヲ露五月十五日ヨリ中止ノ旨右旅行業書ニ伝  
ハラシシモ是レ誤報ニシテ未ル六月八日(我ニテ日)ヨリ  
「イルクーツク」<sup>イ</sup>「シホホイ」<sup>シ</sup>間旅客列車ハ次ノ如ク運轉  
ス(レ)

一、急行第一號第二號列車(上下列車)「イルクーツク」  
「シホホイ」間往來ノ通リ迂回線ヲ運轉ス

二、郵便列車第三號(上)ニ同様往來ノ通リ運  
轉ノコト

三、西伯利鉄道郵便列車第四號(下)「イルクーツク」  
駅ニ於テ交換ヲ為サスニテ貝加爾駅ニ到リ同

五

駅ニ於テ碎氷艇ニ交換ノ上「シホホイ」駅ニ達シ此  
ノ地ニ於テ後貝加爾鉄道列車ニ交換ノコト

但シ右兩駅ニ於テ交換ノ際旅客ノ手荷物ハ  
鉄道ニ於テ無償運轉ヲ為ス(レ)

四、後貝加爾鉄道旅客列車第五號(上)「シホホイ」  
「ハイカル」間碎氷艇ニ依リ連絡シ貝加爾駅ニ於テ

西伯利鉄道列車ニ交換「イルクーツク」ニ於テ  
交換ヲ為サス

但シ右連絡交換ノ際手荷物ノ運搬ハ無償ナ  
五、旅客列車第六號(下)「イルクーツク」ヨリ「シホホイ」

マテ往來ノ迂回線ヲ運轉ス

六、混合列車第二十一号(上り)ハ「シンホイ」ヨリ「バイカル」駅  
マテ碎氷船ニ依テ連絡シ「バイカル」駅ヨリ「インケン  
テイエフスカヤ」駅迄後貝加爾鉄道ノ新編成列  
車ヲ運転ス

七、混合列車第二十二号(下り)ハ「インケンテイエフスカヤ」  
駅ヨリ「バイカル」駅マテ後貝加爾鉄道列車ニテ  
運転シ同駅ヨリ「シンホイ」マテ湖上連絡船ニ依リ  
「シンホイ」ヨリ後貝加爾鉄道ノ新編成列車ニ  
換テ右「バイカル」「シンホイ」両駅ニ換テ  
荷物ノ運搬ハ無償トス

後貝加爾鉄道總

ニ五、アーチンスク「ミヌシンスク」鐵道ニ就テ(三ノ月一ノ日 西伯利政治新聞)  
在「ミヌシンスク」町「バシエンヌイ」氏ヨリ無用ノ鐵道」評論  
者「アヌーチン」氏ニ與ヘタル書翰ノ大意左ノ如シ  
予ハ「アヌーチン」氏ノ所謂無用鐵道ナル評論ヲ讀ミ、結  
局「アーチンスク」「ミヌシンスク」鐵道建設案ヲ不法ナリト結  
論セシ氏ノ論斷ヲ首肯スル者ナリト雖、氏ノ評論中ニ多  
少ノ謬見アルヲ認ムル者ナリ「アヌーチン」氏ハ「バランデ井」  
氏ノ提議ヤル本鐵道建設案毎員行、曉ニ於テ帝宮ニ  
「ミヌシンスク」町ハ將來其ノ發展ヲ望ム能ハサル位置ニ陷  
ル「ミナス」遂ニ現在ノ位置ヨリ「エモ」山、河ノ下流五、六十露里  
ノ地ニ移轉セシムルノ必要ニ迫リ惹テ全「ミヌシンスク」地方ノ

三

一般現状ヲ激變セシメ經濟ノ步調ヲ混亂セシムルニ至ルヘシ  
ト論シタレトモ「ミヌシンスク」町ヲ他ノ地點ニ移轉スルカ如  
キハ到底不可能ニシテ強テ之ヲ遂行スレハ全「ミヌシンスク」  
地方ノ一般狀態ハ更ニ甚キ混沌ヲ來スヘシ又「アヌーチン」氏  
ノ所見ノ如ク「ミヌシンスク」「シジネウ」フェンスク「線」ハ地形ノ關  
係上到底實行ノ見込無シト雖、近ク建設スヘキ第一「西伯  
利鐵道」ハ唯單ニ遠隔ナル某地點ヲ接續スルテ「目的」  
ニ限ラレキモノニ非ス本鐵道建設ノ至上ヨリ有ユル場合ニ  
於テ運轉上ヨリ「エモ」山口「協員」業上ニ重キヲ置クモノタラサルヘ  
カラサルヲ以テ本鐵道ハ可及的人口稠密ニシテ殖産興業ノ  
發達シツツアル地方ヲ通過セシメサルヘカラス隨テ人口稀薄

ナルノミナラズ山嶽、森林、荒蕪地等アリテ將來墮民地ト  
ス見込ナキ地方ニハ、鉄道ヲ導クカ如キハ、絶体ニ避ケザルヘ  
カラス而シテ、シ又シシク、鉄道ヲケラスノヤルスク、乃至其ノ附  
近ニ向ハシメントスル議案モ亦、建築上及經濟上共ニ不合理極  
ムモノト認メサルヲ得ス、果シテ然ラハ、シ又シシク、鉄道ハ如  
何地點ニ道ヲ正當ナリトスルヤ

予ハ先ツ、ワラデ、井ノ氏ノ、アチシシク、シ又シシク、鉄道案  
ヲ論據トシテ、順次是ヲ論ス、ヘシ、アチシシク、シ又シシク、  
鉄道案建議者ノ、説明書ニ記載セシタル、該鉄道ノ、貨  
物輸送、豫定、高年額、合計、千七百五十萬、布度ノ、數字ハ、  
頗ル、曖昧ナリト、雖今、假ニ、事實、貨物輸送、貨物力、此ノ、數量ニ

達スルモノト、假定スルモ、該、鉄道、建設、論者ハ、此ノ、數量ノ、貨  
物ヲ、以テ、該、鉄道ノ、經營ニ、充カナリトセリヤ

斯クノ如キ、僅少ナル、貨物ヲ、輸送スル、目的ニテ、平長、四百、露  
里ノ、シ又シシク、アチシシク、鉄道、建設、費、約、二千三百、萬、圓  
ヲ、國民ニ、負擔セシメントスルカ、如キハ、異存モ、亦、甚、コト云ハサルヲ  
得ス、アチシシク、氏ノ、所、説ノ、如ク、方、今、西、伯、利、ハ、交通ノ、不、備  
ニ、困、憊、シ、ツ、ツ、アリト、雖、アチシシク、シ又シシク、鉄道ノ、如キ  
其ノ、平長ノ、三分、ノ、ニ、カ、エ、ニ、ヤ、チ、ル、イ、マ、而、河、ニ、於、ケル、伐、及  
船舶、運輸ニテ、現ニ、物、資、ノ、輸、送、上、尙、モ、不、足、ヲ、感、セ、サ  
ル、地方ヲ、通過セシメントスルカ、如キ、鉄道ヲ、建設スル、必要  
ニ、迫、ラス、要、スル、ハ、ラ、ン、テ、イ、氏ノ、提、案、ハ、單ニ、一、個人、若、ハ、一、地

方ノ利害關係ヲ主趣トシテ立案セラレタルコト一目了然  
ニシテ徒テ其ノ建設ヲ主張スル理由薄弱タルハ免レサル所  
ナリ

又「アムステルダム」氏ハ該鉄道ヲ諧謔的ニ諷刺シ該鉄道ヲ寧  
「トローバ」「アバカン」「エニヤ」三河合流點附近ヲ經由セシメ以  
テ同地點ニ大都市ヲ創設ス「シユタト」論セシモ然ル場  
合ナハ「ミヌシンスク」地方ニ於ケル最モ産業ノ旺盛ナル西  
南部ノ地方ハ全然鉄道ト絶縁スルカ故ニ是又「ミヌシンスク」  
地方全体ノ利益ニハ何等貢獻スル所ナシ又「アムステルダム」氏  
又「シンスク」鉄道ハ「ミヌシンスク」郡ニ於ケル金礦也其他經  
濟ノ中心地帯ヲ通過セシメテ船舶ノ航行スル「エニヤ」河ニ

元

並行スルカ故ニ國境地方ノ經濟伸張ニ對シテハ金ク効力ナ  
シ何レモ「シンスク」地方ニ建設スヘキ鉄道ハ現在ノ  
西伯利鐵道幹線ノ支那的<sup>線</sup>形體ヲナスモノニ非スシテ全ク  
獨立セシ幹線的形體ヲナスモノタラサルヘカラサルカ故ニ予  
ハ此點ヨリシテ第一ノ西伯利鐵道豫定線ノ最モ理想的  
ナルモノトシテ左記ノ線ヲ選定セリノ  
「ウラリスク」「バルナウル」「ビースク」「ミヌシ  
スク」「トロイツコ」「サカールナヤ」線  
右内「ウラリスク」「バルナウル」間ノ鐵道建設案ハ現今既  
ニ決定セシモノト視做シ得「ク」而シテ「バルナウル」ヨリ「ク」  
「ネツク」乃至「ミヌシンスク」ニ至ル鐵道建設案ハ未決ノ向

題ニ備ス茲ニ予カハルナルヨリカネツク」經由線ヲ  
採ラスシテビースク」ヲ經由シテ「シヌシンスク」ニ至ル線ヲ選  
定セシ理由ハカネツク」經由線ハ人煙稀ニシテ到ル所  
ホ蘇林ニ蔽ハレ又ハ山嶽起伏シ閑墾ノ望甚々勤キ地  
帯ヲ通過スルニ反シ「ビースク」經由線ハ前者ニ比シ百露  
里乃至二十露里南方ニ離隔シテ人口稠密ナルノミナ  
ラス尅大ニシテ且ツ膏腴ナル未開墾土地ヲ通過スルカ  
故ニ地方産業ノ開發ニ裨益スルコト多キハ到底前者  
ノ比ニ非ラセハナリ又「ビースク」經由線ハ西伯利ニ於テ穀物  
ノ最モ豊穰ナル西伯利「シヌシンスク」兩地方ニ接續ス  
ルノミナラス現今テ交通不便ニシテ其ノ經營ニ甚々困難ナル

「シヌシンスク」郡「シトワイパ」河岸ニ於ケル製鉄所（鉄鉞  
ノ含有鉄量百分七十五）及「シヌシンスク」郡附近ニ於ケル  
二個ノ炭礦並「シヌシンスク」郡内ノ各砂金鑛附近ヲ通  
過シテ斯業ノ振興ヲ促ス等其効多大ナル強ント故等  
ニ違アラヌ云々

右ニ對スカスト「シヌシンスク」氏ノ回答次ノ如シ  
「シヌシンスク」郡ニ於ケル有カナル實業家ハ「シヌシンスク」氏  
カ予ノ「免用」ノ鐵道」ノ評論ニ對シ共「ラレタル」講評ハ  
單ニ「ハラデオン」氏カ自己ノ個人ノ利益ヲ主眼トシテ「アチー  
ンスク」「シヌシンスク」線ノ如キ不條理十萬ノ鐵道建設案  
ヲ立案ホセシ結果世上ノ非難漸次加ハラントスルニ至リタルハ

日ニ及ヒ其ノ目的ヲ貫徹センガ爲ニ百方「ミヌシンスク」所  
民ノ甘心ヲ買ハントシツツアル折柄ナレハ「ミヌシンスク」所長  
ノ意志ヲ表白セシモノトシテ予ハ多大ノ興味ヲ起セシナリ  
「ハシエンヌイ」氏ノ講評ハ大体ニ於テ予ノ評論ヲ反駁セシ  
所ナク僅カニ予カ「アチンスク」「ミヌシンスク」線ニ代フルニ引  
ズネシク「グラスノヤルスク」線並「トローバ」河口ニ至ル支線ヲ  
設ケ「ミヌシンスク」町ヲ接続スルニキ比較線ヲ舉タルコトヲ  
否認セシニ止マリ更ニ之ニ代フルニ全ク新線タル「ビースク」「ミ  
ヌシンスク」線建設案ヲ賞讃セリ予ハ「ビースク」「ミヌシ  
ンスク」線ニ對シテハ何等興味ヲ持タサルカ故ニ茲ニ之ヲ評  
ス能ハスト雖「ミヌシンスク」地方ニ建設スヘキ鉄道ニ關スル

二

自己ノ所見ハ更ニ近ク是ヲ公表スヘシ然レトモ茲ニ特筆スヘ  
キハ「ハシエンヌイ」氏カ企圖スル「ウラリスク」「バウロダル」「バルナ  
ウル」「ビースク」「ミヌシンスク」線ノ如キ大灣曲ヲナシ遠隔  
セル土地ヲ迂回シテ徒ラニ線路ヲ遠大ナラシムル鉄道ハ  
現今ニ至ル迄世界廣シト雖未タ何國ニ於テモ建設セラレ  
サルコト是ナリ要スルニ自今西伯利ニ建設スル鉄道ハ既  
設西伯利鐵道幹線ヲ基礎トシテ支線ノ形體ヲナス  
性質ノモノタラサルハカラス必要ナル土地ヲ迂回シテ徒ラ  
ニ線路ヲ遠大ナラシムルカ如キ幹線的鐵道ハ絶体ニ之ヲ  
建設スルノ必要ナカルヘシ



本書發送先

參謀次長

陸軍次官

第五師團參謀長

獨立守備隊司令官

北京公使館附武官

朝鮮總督府附武官

朝鮮駐劄軍參謀長

外務次官

關東都督府民政長官

湯鉄総裁

高

明治二十七年十月二十日接文

云々七七號

第一七一七一號

明治二十七年十月二十日

在案

持家全權去及所書本姓了中

外務省子爵田原義政

右様名目投送付ノ件

書局より投送年十月中及びその下  
冊日付送付状より送付文書とあり

外務省

明治二十七年

寫

各日録二冊

第一種高

一録子

(五略)

各日録「シナ」河沿者録(各日録)「シナ」河沿者録(各日録)

第一「トウルン」(西河沿者録)「シナ」河沿者録(各日録)

スクリート「シナ」河沿者

第二「イルクツ」(「シナ」河沿者)

第三「イルクツ」(「シナ」河沿者)

外務省

「ドウシカキ」(「シナ」河沿者)

「カボ」

各日録「シナ」河沿者録(各日録)

「シナ」河沿者録(各日録)

「シナ」河沿者録(各日録)

「シナ」河沿者録(各日録)

「シナ」河沿者録(各日録)

「シナ」河沿者録(各日録)

「シナ」河沿者録(各日録)

「シナ」河沿者録(各日録)





是ノ支路トシテ其ノ及ハ法ニシテ何ノ新設也  
 有ハセントスノ海ノ新設也ノ一ノ草什  
 余路ニハトスル一ノカカヤノ路ニハ  
 國ノ陳備路トス(ニハカカヤノ一ノカ)

千九百零年以降十年間ノ其ノ西海新設  
 是ノ路收入ノ如シ(其ノ法ヲ見トス)

一九〇〇年 一五、四二五、一〇七、一〇七

一九〇二年 ————

一九〇三年 二〇、四七五、一〇七、一〇七

一九〇四年 二一、一三二、一〇七、一〇七

外務省

一九〇五年 二〇、七〇七、一〇七、一〇七

一九〇六年 二七、五七五、一〇七、一〇七

一九〇七年 二九、五三九、一〇七、一〇七

一九〇八年 二一、八二二、一〇七、一〇七

一九〇九年 二九、九一七、一〇七、一〇七

又千九百零年ノ收入ノ其ノ及ハ法ニシテ何ノ新設也  
 有ハセントスノ海ノ新設也ノ一ノ草什

収入ノ其ノ及ハ法ニシテ何ノ新設也  
 有ハセントスノ海ノ新設也ノ一ノ草什

一九〇〇年 二五、四七五、一〇七、一〇七

一九〇一年 二〇、一三二、一〇七、一〇七

一九〇二年	二、〇七、七九八	—
一九〇三年	一、五二六、五五〇	—
一九〇四年	一、九七〇、二五七	—
一九〇五年	—	八、〇九七、九八九
一九〇六年	一、〇、〇〇二、〇五九	—
一九〇七年	一、〇、〇〇九、五〇〇	—
一九〇八年	—	二、二七〇、〇〇六
一九〇九年	—	二、二二〇、九二〇
此以新設の鐵道を以て各々を以ておき、その一をノコ 鐵道と名づけ、その二を并し地方代表とせし 市と名づけ、その三を以ておき、その一を 一、オレシブルグー、オルス、強（「カンドリエ」及 イワノフ、あぶらね） 二、オレシブルグー、オルス、強（「トロイツ」 強（「トロイツ」強、強社あり） 三、ウラニス、強（「リヤザンバ ン」強、強社あり） 四、オレシブルグー、オルス、強、強社あり、代表あり 「トロイツ」強、強社あり、代表あり、強社あり 五、オレシブルグー、オルス、強、強社あり、代表あり、強社あり		

外 務 省

ヤガシウウル(教子)を社あるに強給り  
 打せり(二)りや(右)枝  
 子ユメー(一)ー(三)ら(四)る(五)ノ(六)教(七)子(八)ツ(九)成(一〇)て  
 減(一)る(二)る(三)ト(四)ナ(五)リ(六)シ(七)テ(八)以(九)テ(一〇)本(一)枝(二)ト(三)ニ(四)ケ(五)テ  
 再(一)も(二)せ(三)ら(四)ル(五)ル(六)ニ(七)ム(八)ル(九)シ(一〇)ニ(一)り(二)ナ(三)ル(四)ノ(五)オ(六)ウ(七)オ(八)エ(九)ラ  
 トー(一)ニ(二)ヤ(三)

( 拾 貳 )

外 務 省





有る工新技)

才通出の黒海沿岸線(即ち、  
アプセル、スラム、ウワロに  
至る線)の築造に於ては、  
支那の資本家及び銀行家  
の協力を得て、一九一六  
年九月に工事を開始し、  
一九一九年に完成した。

才通出の黒海沿岸線(即ち、  
アプセル、スラム、ウワロに  
至る線)の築造に於ては、  
支那の資本家及び銀行家  
の協力を得て、一九一六  
年九月に工事を開始し、  
一九一九年に完成した。

外務省

(中略)

才通出の黒海沿岸線(即ち、  
アプセル、スラム、ウワロに  
至る線)の築造に於ては、  
支那の資本家及び銀行家  
の協力を得て、一九一六  
年九月に工事を開始し、  
一九一九年に完成した。

開車ヲ海文ニコトヲ必ストシテ  
二回(一)ハ水(二)ハ火(三)ハ風(四)ハ地  
ヲ通ルルニ由リテ其ノ力ニ依リテ  
鉄子(五)ハ海(六)ニ浮ルルニ由リ  
左様)

イルクウ(一)ハ水(二)ニ浮ルルニ由リ  
カ(三)ハ火(四)ニ依リテ浮ルルニ由リ  
海(五)ノ力ニ依リテ浮ルルニ由リ  
ト(六)ハ水(七)ニ浮ルルニ由リ  
イルクウ(八)ハ水(九)ニ浮ルルニ由リ  
カ(一〇)ハ火(一一)ニ依リテ浮ルルニ由リ  
海(一二)ノ力ニ依リテ浮ルルニ由リ  
ト(一三)ハ水(一四)ニ浮ルルニ由リ

外務省

水(一)域(二)ニ鉄(三)子(四)ニ依リテ浮ルルニ由リ  
イルクウ(五)ハ水(六)ニ浮ルルニ由リ  
カ(七)ハ火(八)ニ依リテ浮ルルニ由リ  
海(九)ノ力ニ依リテ浮ルルニ由リ  
ト(一〇)ハ水(一一)ニ浮ルルニ由リ  
イルクウ(一二)ハ水(一三)ニ浮ルルニ由リ  
カ(一四)ハ火(一五)ニ依リテ浮ルルニ由リ  
海(一六)ノ力ニ依リテ浮ルルニ由リ  
ト(一七)ハ水(一八)ニ浮ルルニ由リ

(海)